

# 平成19年9月甲良町議会定例会会議録

平成19年9月21日（金曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 第1  |        | 会議録署名議員の指名                                  |
| 第2  | 認定第1号  | 平成18年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について                   |
| 第3  | 認定第2号  | 平成18年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 第4  | 認定第3号  | 平成18年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について           |
| 第5  | 認定第4号  | 平成18年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について              |
| 第6  | 認定第5号  | 平成18年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について        |
| 第7  | 認定第6号  | 平成18年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について           |
| 第8  | 認定第7号  | 平成18年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について             |
| 第9  | 認定第8号  | 平成18年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 第10 | 認定第9号  | 平成18年度甲良町水道事業特別会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について       |
| 第11 | 議案第38号 | 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第2号）                      |
| 第12 | 議案第39号 | 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                |
| 第13 | 議案第40号 | 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）                 |
| 第14 | 請願第1号  | 品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願            |
| 第15 | 請願第2号  | 日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願 |
| 第16 |        | 議員派遣について                                    |
| 第17 |        | 委員会の閉会中における継続審査及び調査について                     |
| 追加1 | 意見書第1号 | 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書（案）                     |
| 追加2 | 意見書第2号 | 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書（案）                     |

◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田 壽一	2番	奥山 豊
3番	河上 達次郎	5番	西澤 伸明
6番	藤堂 与三郎	7番	北川 孫之丞
8番	田中 清勝	9番	川副 兵右衛門
10番	大町 善士雄	11番	池田 幸夫
12番	大野 與一	14番	北川 豊昭

◎会議に欠席した議員

4番	中田 要治	13番	宮本 一起
----	-------	-----	-------

◎会議に出席した説明員

町長	山崎 義勝	教育長	藤原 新祐
総務主監	野瀬 喜久男	会計管理者	橋本 敏治
保健福祉主監	山崎 義幸	産業振興主監	中山 進
建設水道主監	茶木 朝雄	人権主監	村田 和久廣
総務課長	山本 貢造		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋 久和	書記	宝来 正恵
------	-------	----	-------

(午前 9時35分 開会)

○北川議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成19年9月甲良町議会定例会第4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 池田君および12番 大野君を指名いたします。

日程第2 認定第1号から日程第10 認定第9号および日程第11 議案第38号から日程第13 議案第40号の12議案を一括議題といたします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

池田委員長。

○池田予算決算常任委員会委員長 それでは、委員長報告をいたします。

平成19年9月11日。

甲良町議会議長 北川豊昭様。

甲良町議会予算決算常任委員会委員長 池田幸夫。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

審査結果。

事件番号、件数、審査の結果と順次説明させていただきます。

認定第1号 平成18年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について審査の結果、認定すべきものと決定いたしました。

認定第2号 平成18年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第3号 平成18年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第4号 平成18年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第5号 平成18年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第6号 平成18年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第7号 平成18年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第8号 平成18年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果、認定すべきものと決定。

認定第9号 平成18年度甲良町水道事業特別会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について審査の結果、認定すべきものと決定。

議案第38号 平成19年度甲良町一般会計補正予算(第2号)について審査の結果、原案のとおり可決。

議案第39号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について審査の結果、原案のとおり可決。

議案第40号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について審査の結果、原案のとおり可決。

審査経過であります。

認定第1号 平成18年度甲良町一般会計歳入歳出決算について。歳入について説明をいたします。

町税等について、個々の課題をどう掌握し、どんな論議がされているのか、認識見解を伺いたいとの問いに、まず、課題を的確に把握し、各担当者が課題を解決する努力が大事であり、さらに、難題には課をまたがって協議をし、町長も入って協議することになっているとのことであった。

次に、滞納累積する課題の問題をどのように認識や分析しているのか。課題の解決方法はそれぞれ違うわけで、徴収担当に任すのではなく、施策担当者が場合によっては現場に行き滞納者の意見を聞いてはどうか。徴収プロジェクトで出ている具体的な事例を議会に報告願いたい。また、一つ一つの事例を掌握して、それに対する対応を庁舎内で論議し、整理されることを指摘することであった。

老人保健施設設置費個人負担金の未納が121万3,200円で、平成15年から変わらないということは、今まで滞納整理に努力が見られていないと思うが、どのように考えているか。また、保育園の使用料の問題が朝日新聞に載っていた。全国的に未納があるが、甲良町はどのような状況かとの問いに、保健施設の個人負担分ということで、平成19年度より滞納があり、入所した時点でなかなか理解が得られなかった。不納欠損の方法もあるが、福祉費というのは税金から立てかえられて使っているという観点から、ずっと残してきている。今後は対策を検討していきたいとのことであった。

また、保育料の未納については、甲良町で自動引き落としと保護者に直接

督促するという状況を進めており、昨年と変わらないとのことであった。

滞納について、商法では督促をすると5年延長されるが、税法もかとの問いに、税法も同じであるが、時効前に分納の制約等時効中断の処置をとれば、時効は延長されるとのことであった。

公営住宅建設工事が完成したが、県と国の今後の補助率の見通しとして、東川原の建てかえ工事にかかわる見通しや、今後の課題についてとの問いに、今まで住宅建設事業補助は2分の1だったが、今回、それ以外にも住宅建設ではなく、周辺整備も補助対象になるということで、補助率は45%で、5%下がっている。しかし、その分周辺整備もできることで全体的に考えると有利である。東川原住宅については、除却等ができない状況なので、今のところ未定とのことであった。

不動産売払の未収金が85万円あるが、その理由はとの問いに、長寺の分譲地の一部で、他市町に転出されたが、その子どもが家にいるので、今後交渉し、納めていただけるよう努力をすとのことであった。

毎年努力されていると思うが、同じ数字が上がってくる。その結果が出ていないのが残念であるとのことであった。

歳出について。

総務一般管理費の食料費の内容はとの問いに、来客用または職員のお茶代等であり、今年度は、職員については支出していないとのことであった。

町制要覧印刷部数と配付先はとの問いに、5,000部印刷で、配付先は全戸配布・官公庁・学校・視察者等に配布しているとのことであった。

コミュニティバス運行について交通弱者・高齢者への補助等の対策、または、町営バスは可能か、検討したかの問いに、タウンバスの助成金はないが、廃止路線バスの補助金があり、今後補助制度及び収支バランスを考え検討していくとのことであった。

防災無線の屋外施設の点検はしているのか。また、一部地域で聞こえにくいとの問いに、当初設置のとき、各戸がカバーできるようスピーカーの向きを設定した。風向きによって聞こえにくいときがあると思う。恒常的に聞こえない場所があれば、現地調査を行うなどして改善を図りたいとのことであった。

合特法負担金の不用額があるが、これはなぜか。また、今まで支援してきた期間と金額はとの問いに、平成18年度は安定的、継続的な代がえ業務が支援されているとして業者から請求がなかった。支援額は、平成14年度1,649万4,244円、平成15年度が1,649万2,000円、平成16年度が1,649万2,000円、平成18年度が1,649万2,000円で、4年間で合計6,597万244円である。

地域用水機能増進事業負担金の事業主体と内容は、また、琵琶湖総合開発事業の関連整備負担金で、事業は終了したと思うが、関連した負担が続いているのかとの問いに、事業主体は犬上川沿岸土地改良区で、負担率は、国県の補助残の25%です。受益地域が3町にまたがっており、ハード部分は施工地先の町で負担し、ソフト部分は犬上3町で受益割により負担している。事業内容の主なものは、長寺地区で用水路につき、農水有効活用を行うにあたり、断面不足箇所解消工事とのこと。

また、琵琶湖総合関連で、負担金は県営かんがい排水事業に対するもので、琵琶湖総合開発の関係は完結したが、以前、琵琶湖総合で犬上地区5%の上乗せで県支出があった。それが、事業が終わった段階で、一挙に県の支出を落とすには問題があるので、県と町が年々持分を変えて琵琶湖総合関連として等事業の負担金に対して支出のお願いをしているもので、今回は町4%、県1%ということで持っている。県営かん排事業犬上地区は、昭和59年より21年間、平成18年度が完了とのことであった。

公園等施設管理委託と公園遊具等修繕工事は、運動公園だけのものかとの問いに、委託料は甲良町運動公園（山のグラウンド）分です。遊具等修繕工事は長寺点検7カ所、呉竹13カ所、撤去が長寺6カ所、呉竹2カ所、修理は呉竹2点、新設が長寺1点ということで修繕工事を行ったとのことであった。

里道改修補助金は、何カ所でどこなのか。補助率がどれだけ上がったか。また今後の見通しはとの問いに、北落、横関、池寺、尼子2路線、小川原の6件であります。補助率は平成18年度から30%を50%に上げて工事を実施、今後は50%で進めるとのことであった。

款8 土木費、項4 住宅費でダム賦課金はまだ続くのかとの問いに、同対事業で農地を持っていた部分の処理ができずに賦課金を払っているもので、農地転用等難しい状況下ですが、できるだけ早く処分しますとのことであった。

光熱費が、学校においてばらつきがある。どのような分析をしているのかとの問いに、西小学校は、1学年が2クラスで、あとは1クラス、東小学校は、1クラスが1学年で、あとは2クラス、クラス数が違うので電気の使用量も違ってくるとのことであった。

保育園広域入所受託が7名、広域入所委託が4名は、どういうことかとのことであった。収入は、町外から甲良町の保育園に来られる方の7人分です。支出の方は、町外の保育園に行かれる方で、人が違うとのことであった。

学校評議員制度を開いていると思うが、中学校はPTAの広報でわかるが、小学校はどのように進めているのか、各学期に1回、評議員等が集まってそ

それぞれの行事を中心に、その成果について意見を聞いているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 平成18年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

収入未済額について、税なので5年が時効だと思うが、時効ができていない件数と金額と対応の方針についての問いに、平成10年が2件で19万3,000円、11年が2件で8万2,200円、12年が7件で67万700円、13年が36件で391万6,951円、一般会計と同じような考え方で対応しているとのことであった。

健康づくり事業についての説明をとの問いに、人間ドッグ・健康診断・栄養教室を実施したとのこと。また、目的は医療費を抑制するためのものとのことであった。

資格証明書と短期証明書の発行件数と発行基準を定めていると思うがという問いに、平成19年1月現在、短期保険証は32件、資格証明書は31件発行していて、運用については要綱を定めて運用しているとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 平成18年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算について。

決算概要のレセプト点検で成果があったことの説明は、との問いに、資格関係（保険が入れかわった場合・転入転出時等）で142件、677万4,000円、診療内容（薬剤・注射等が適正かどうか）で297件、241万4,000円が点検の成果で見つかったとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第4号 平成18年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

人件費の不用額が多いが、これは業務量が少なくなったのかとの問いに、これは職員が1名減になったために不要となったものであるとのことであった。

また、基金が3,000万余り取り崩しているが、これはなぜかとの問いに、従来は一般会計から繰り入れていたが、一般会計にも限度があるので、今回基金を取り崩したものの、本来、使用料で賄うものだが、まだ下水工事も途中であり、水洗化も十分ではないので、起債の償還があるため今回取り崩したとのことであった。ほかにもいろいろ質疑があった。

認定第5号 平成18年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について。

貸付金の収入と支出を比較すると、バランスを崩している。基金を崩して合わせている。これだと来期から借入金を発生させなければならないとの指摘があった。

また、この会計による人件費は何人分かとの問いに、1名であるが、滞納整理については5班体制で取り組んでいるとのことであった。

ほかにいろいろな質疑や指摘があった。

認定第6号 平成18年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について。

いろいろな質問が出たが、最後にこの会計で取得したもので、調書に入っていないものが何筆かわからない点があり、これら長年に解決できなかったことについて、早急に解決を求めるとの指摘があった。

認定第7号 平成18年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について。

墓地管理料は10年で5万円だが、4万円ということは2人で4年分ということかとの問いに、そのとおりでありますとのことであった。

認定第8号 平成18年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

実質収支が3,000万余り出たのはいい傾向なのか、悪いことなのかとの問いに、昨年より施設入所が減ったことによってサービスも減ったとのことであった。

介護保険料の各町の差はどうして出てくるのかとの問いに、各町で施設の利用に差があるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第9号 平成18年度甲良町水道事業特別会計歳入歳出決算並びに事業報告について。

予算の健全化を図るとはどういうことなのかとの問いに、公営企業法にのっとり水道料金で経営を賄うことで、10年間の経営安定をめざして水道ビジョンを策定しながら運営していくとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

議案第38号 平成19年度甲良町一般会計補正予算(第2号)について。

教育施設の整備費は何かとの問いに、中学校体育館の空調設備等の修繕費用とのこと、また、防災備品の購入は何かとの問いに、防災用のアンプセット・デジカメ等の購入のことであった。

道路の維持補修はどこか、下之郷スポーツ公園前道路の舗装オーバーレイとのことであった。

耐震改修促進計画策定業務委託の内容と委託先はとの問いに、一時避難施設または緊急物資輸送ルート等の周辺等の耐震調査委託で、業者については

入札で決定する。

集落営農ステップアップの内容は、尼子の6条植え田植え機の購入、池寺でのトラクター水田ハロー等、小川原の8条植え田植え機とフォークリフト等の購入に対しての補助です。

総務費の人件費が大きく増えているがどうしてかとの問いに、役場内の組織の改革により、旧住民課を統合し支出科目を変更したためであるとのことであった。

ほかにもいろんな質疑や指摘もありました。

議案第39号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について。

繰越金は大きいけどどうしてかとの問いに、国保会計分の前年度の繰越金ですとのことであった。

国保ヘルスアップの事業とは何かとの問いに、保健指導・栄養指導教室・運動指導教室を実施し、健康をアップする事業であるとのことであった。

ほかにもいろんな質疑や指摘もあった。

議案第40号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。

特に質問はなかった。

以上であります。

○北川議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

詳しい報告をいただきましてありがとうございます。それに反してといただきますか、特別会計でかなりいろんな重要な質疑や指摘があった点、他にもいろんな質疑や指摘があったということでまとめていただいているわけですが、例えば、認定の6号の土地取得の造成特別会計のところ、最後に、この会計で取得したものだということで一応はまとまっていますが、調書に入っていない理由、それから、監査結果で出された51筆、約1万6,000平米以外にも登記されていない土地があったことについて質問をし、また、報告があったわけですが、そういう内容で、いろいろな質問が出たがとか、他の会計のところでも、他にいろいろな質疑があったということになっていますので、本議会への報告で要約されたものだと思いますが、決算特別委員会で論議をされた要点筆記を、後ほど作成されるというように思いますが、ぜひつくっていただきたい。つくる段取りで進んでおられると思いますが、その点だけ質問させていただきます。要望いたしますので、見解をぜひ

よろしく申し上げます。要点的に記録を筆記するやつを今までつくっていただいていますので、私だけやなくて、他の議員さんも重要な指摘や、それから質問をされていますので、記録として残していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○北川議長 池田委員長。

○池田予算決算常任委員会委員長 お答えいたします。

今、作成中なので、準備したら配布しますとのこと。

以上です。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成18年度一般会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

奥山君。

○奥山議員 2番 奥山です。

討論をさせていただく前に、関連したことで述べさせていただきます。

この会期中におきまして、西澤議員の発言の中に、たびたびここにおられない人の個人名を挙げて批判されているところがあります。その件について、その人の名誉のために一言私は議長の注意を、私たちはその発言に対して遮ることができませんので、そこで発言のときに議長から注意をしていただけるようお願いしたいと思います。

それは、同対事業が終わりまして数年たちますが、まだ、西澤議員の言われるとおりの、残事業も残り、いろいろな滞納もありまして、なかなか遅々として進んでいないのは実情であります。しかし、そのことが担当職員の、ましてや今、この場に出席したくても出席できなく、答弁、また反論の機会もできない状況にある人物をつかまえて、その方に対してそれをいかにも名誉を傷つけるような発言をされるということは、私は議員というよりも人間として許されるべき発言ではないと思っております。そのことの発言について、発せられたときにおいても、やはり即座に議長の権限でもって発言の撤回、または注意を促していただきたいということを強く思います。

町長に対してもお願いしたいんですが、職員は町長を信頼して職務を遂行しているものと思っております。その職員がそういった名誉あるいは人権的に傷つけられるようなことがありましたら、即座に守り、そして発言の撤回、また処分等を検討していただくことを申し上げます。職員は言いたくても、のど元までも出ていてもぐっと公務員として抑えなければならない立場の方です。一生懸命やっても、その形はできないところもあります。やはりそれは

仕事に対して、任務に対して励ます、また、叱咤激励はいいですけど、傷つけるような発言は慎むべきであり、恥ずべきことだと思います。町長として、トップとして、やはり部下を育て、そして、叱咤激励しながら守り育ててくれるのもトップの責務だと思いますので、その点を議長にお願いして、また、町長にお願いして、この件については賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○北川議長 奥山君の発言に対しては、今回の認定審査の審議とは若干逸脱している部分がありますので、本会議ではこういう発言は、今後はちょっと謹んでください。

また、このことについては、別途、例えば議員控室なり、そういう場で発言していただいて、それに対してどう対処するかというような形でお願いをしたいと、このように思います。

○奥山議員 その発言をする場所がないので、議員控室とか、そういう雑談であると、やはりわかってほしいことは伝えられないんです。雑談では意味がないんです。

○北川議長 わかりました。

ほかにありませんか。

西澤君。

○西澤議員 奥山議員の発言は非常に異常なものであります。議長が指摘したとおりでありますし、公務員、誰を指しているのか、私、思いもありません。しかし、公務員は公の仕事でありますし、そういう批判の対象にもなります。という点では、みずから規律を律する、そういうことが求められるところがありますから、私は極力個人名は出さないでいますが、個人名でそういう逸脱をしたり、それから、批判の対象となるような場合にはさせていただきます。休憩中のことなのか、それとも、本会議のことなのか、さっぱりわかりませんので、また、後の機会に堂々とした討論という形でさせていただきたいと思います。

それでは、認定の第1号についての討論をさせていただきます。さきの参議院選挙結果は、格差を広げて国民の負担を増すばかりとして、また、戦後レジームの脱却を掲げて、改憲を強行する自公の基本路線そのものが国民の厳しい審判を受けたものであり、自公政治のもとで進められた国民負担増の諸政策は、本町内においても根本から見直しが求められるものであることを提起しておきたいと思います。

私は、暮らし応援、農業応援重視という角度と、同和対策特別体制の終結という2つの角度から18年度決算を見て意見を述べ、認定反対の討論を行います。

山本町政のいびつに歪んだ同和行政を引きずりながら払拭できていないことを率直に指摘をしなければなりません。それは、次の点にあります。

1つに、特別法が終わり、特別体制と特別施策を進める法的根拠が執行したもとの、全体の課題であれ、個別の施策であれ、終了の方向を定め、町民とともに終結のプログラムを明らかにする必要に迫られているにもかかわらず、その展望が示せていないことであります。

2つ目に、これは町有地の占有、容認にあらわれた乱暴なまでの法の無視と、それに伴う財産上、課税上の侵害に対して、前町長に請求する方向を選択せずに、怠慢はなかったとして全面的に争う姿勢を鮮明にしていることによくあらわれています。これは、非は非で認め、速やかに任務懈怠による損害として山本前町長に請求する道に立ち戻ることを強く求めています。

3つ目に、新築資金をはじめ、税金、各種の負担金等の滞納の評価をめぐって、その真の原因の究明を客観的、科学的、現実的に即して分析しようとしていないことであります。確かに滞納というのは経済的困窮から発生する要素が重要な部分を占めることは否めませんが、自民、公明政治のもとで進められた弱者切り捨ての政治に起因することは言うまでもありませんが、しかし、甲良町のような小さな人口の町にあっては、行政の挙動は、大小にかかわらず町の隅々に伝わります。滞納は、町民の行政に対する評価のあらわれと見ることができます。もちろん評価にかかわらず税負担の義務として徴収されあます。

しかし、何らかの理由で支払いがとまる背景には、町行政への包括的ないし部分的な評価が存在すると見なければなりません。私は、幹部の皆さんが同和対策は最重要の課題だと掲げながら、そのもとの起きている累々たる滞納や、分譲宅地事業の歪みを歪みとして受けとめるのではなく、立ち向かえなかったこと、これが最大の弱点であり、膨大な滞納を生みだしている一因があると思います。町の幹部として不公平はあかんと町長に進言したのかどうか、鋭く問われているのではないのでしょうか。それは、滞納や土地代金未払いもまた特別枠として許してきたのかと思えるほどであります。さらに、差別の一番源となる貧困の解消と自立の促進という一番大切な課題に33年かけて失敗したという現実を受けとめなければなりません。

次に、本町にとって、この問題を前向きに打開しなければ、財政上の展望もわいてこないことも、そして、自治体の施策を底から支え、推進する住民自治が発展しないことも率直に指摘しなければなりません。

その1つは、財政上の展望は、暮らし応援重視や農業支援重視の予算配分に転換するためにも、踏み込まなければならぬ課題ではないでしょうか。重要施策の概要の最後には、真に必要とされる施策への財源の計画的、重点

的配分により、次の主要施策の展開を図りましたとありますが、甲良町内にあらわれている貧困と格差の拡大と、農業の衰退という切実な課題に対応する取り組みは大変不十分であることを指摘しなければなりません。総額対比で述べるならば、呉竹センター約3,400万円、長寺センター4,400万円、合計で約7,800万円、これは人件費も入っていますから、人員も体制も、町全体の福祉増進や暮らし応援に回されたのなら、かなり楽しい事業の展開が可能となります。同じく社会教育費のところでは、両文化振興費は約300万円で、小中学校の修学旅行補助の増額に回すことができます。私は何よりも滞納を続ける町民は、ほとんど払いたくても払えない、できるならば払いたいと思いつけておられると思うのです。その滞納者に、また土地占有者に向かって、町財政の状況を率直に知らせ、介護保険料、利用料の軽減や、障害者自立支援法による自己負担の軽減など、また、水道料金の基本料金の見直しなど、低所得者救済策、また、小規模改善事業者登録制度やリフォーム制度など、仕事おこし、これを正當に、公平に、また充実させるために行政への協力を訴えることは欠かせない要素だと思います。

決算特別委員会で、滞納から見えてきた課題は何だったのかとの私の質問に対し、会計責任者は掌握に努めるとか、引き落とし不能となった早い段階で対応するというのみで、どう行政への評価を高めるか、本人の支配能力を高めるか、納付の自覚をどう高めるかの展望や必要な施策を語ることはできませんでした。これは、町執行部全体の認識も論議も、その水準に達していないことの端的な反映であると指摘しておきたいと思います。もとより滞納額が、例えば3分の1回収できたとしても、財政上余裕があるわけでは、本町にとってはありません。

しかし、住新会計への一般会計からの繰り出しを少なく抑え、一般財源を確保する上では大いなる貢献をすることは間違いありません。滞納はもちろん好ましいことではありませんが、滞納一掃という、滞納者を追い詰めるキャンペーンではなく、全町民規模で滞納をつくり出した源に向かい合い、その源を多くの町民の知恵で克服する大運動の必要性を強く提起したいと思います。この切実さは、表面上のせせらぎ遊園のまちづくりというキャッチフレーズとは裏腹に、深刻なしらけをつくり出しています。行政も議会も、これを直視しなければならぬと思うのです。小さな町としてはびっくりする金額であることと、同じに、もっと改善しなければならない町としての課題を棚上げにしながら、ズバリの表現で言えば、見てみないふりをしてまともに対応してこなかった執行部、幹部への大変物静かながら痛烈な批判が沈殿しているものではないでしょうか。まじめに払っている町民は、滞納者をなじるでしょう。

しかし、同和問題という複雑な壁、本来は複雑ではないのですが、これを感じて改善の提起すらできない、また、滞納者は町が同和最優先課題を掲げながら、実は一部特定の者だけがいい目をしてきた現実のさまざまな事例を見聞きしてきたことで、素直に支払うことに抵抗を大変感じている。根強くあります。同和対策事業を進めた同促役員の皆さんは、この事業を利用しながら、本来の貧困根絶を脇に置いてきたのではないのでしょうか。これら、もろもろを克服する大運動となります。これが成功するならば、財政的にも安定確立し、住民自治が広がり、町民融合も大いに前進するものと確信しています。甲良町が当たり前の町、農業振興と地域振興、これを軌道に乗せ、済みたい町へつくり変える基礎、土台を築く上でも、この課題は避けて通ることができないものと確信しています。この切実な課題に踏み出すことを強く求めて、私の決算認定の反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○北川議長 ほかにありませんか。

大野君。

○大野議員 ただいま西澤議員から、同促の委員の方の、両字の事業に対しての指摘みたいな形が最後の方にとられましたけども、長い間、私たち特別措置法という短い期限の中で、何とか事業を進めようというような形で、国の、県の、そういった事業に対しての設計図もなしに、我が字の同促だけで網をかぶせられたところに、どういうふうに道をつけようか、どういうふうなまちにしようかというような議論をしながら出発したのが、措置法が始まって3年、4年と過ぎた後に事業が進める中で、まして、こんな30年も続くというようなことが頭にもない中で、早く事業を、道路を広げようという願いをやりながら頑張ってきた中で、確かに急ぐあまりにそういった面もあるかと思いますが、誰1人私利私欲を持たず、一生懸命頑張ってきたわけでございます。

その30年続いたことが、実際ですけども、そういうような余裕があれば、もっと考えながら、もっといいまちができていたであろうと思いがたんですけども、短い期間の中でやらなければ、反対する人、お金がないで出られない、ここをどかないという人、いろんな人を説得しながらやってきた事業でございます。そういった中で、この事業が完結して、いろんところで矛盾を指摘していますけども、決してそれは事業を推進してきた我々、私もその中の一員でありましたけども、我々では一生懸命やってきたことを皆さんに理解していただきまして、今言うた指摘も含めまして、私はこのことに反論させていただきます。今年度の決算、18年度の決算に賛成討論とさせていただきます。

○北川議長 田中君。

○田中議員 いろいろ今、反対意見もありまして、これは決算認定という討論の機会にして、1年間の行政全般についての独自の評価をされた結果、反対の意見が出たわけでありますが、私は決算認定というものについて、あくまでも決算を計数で表示して、予算、補正予算、その他、事業内容の審議を、議会の審議を得て進んでここに決算が結ばれたことについて、それを前提に決算が結ばれたことについては妥当と認め、認定に賛成をいたします。

しかし、滞納の取り組み姿勢についても相当な努力をされ、いろんな手を加えておられますが、これについては革新的な取り組みには何ら進んでいない、あるいは、平面的な過去からの継続的な次元での取り組みしかないということは不満には思っております。実態的、革新的な取り組みを今後滞納整理についてはなされることを期待は、要望はいたしますが、本決算の認定については認定すべきものとして賛成をいたします。

○北川議長 藤堂君。

○藤堂議員 6番 藤堂です。

私も賛成討論をさせていただきたいと思います。

この甲良町、本当に裕福な会計ではないんですけども、脆弱な会計の中からですけども、今ご指摘のあった滞納、あるいはその他一部問題を抱えている町ではありますけども、決算内容を見ておりまして、地域自治振興、あるいは、生まれてからの子育て支援、それから、小学校、中学校への教育予算の配分、それから、高齢者等の、いわゆる気配り的な予算配分、こう見ておりまして、全体的なバランスよく決算がされておるんだという意味で、本当に賛成討論とさせていただきます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成18年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

討論をいたします。

質疑の中で明らかになった滞納額のうち、時効の過ぎている事案を正当な方法で権利放棄をし、新たな累積をつくらないことが大切です。この場合も町民に公表し、5年以内に徴収し切れなかった行政側の非を率直にわびるとともに、経済的弱者への救済策、例えば、応能分の減額の制度を新たにつくるなど、明らかにすることだと思えます。資格証明書、短期証明書という人権侵害につながり、屈辱的な状況を与える制裁を直ちにやめることが大切です。県内でも基本的に発行しないとしている自治体もあります。国保に関する滞納は、あくまで国民皆保険制度の趣旨を、本旨を尊重し、健康と命のとりでとしての保険証の取り上げというペナルティーではなく、相談と指導を基本とし、重大な悪質と判断した場合でも、経済的対価への強制的手段とすべきだと考えます。

来年4月からは、後期高齢者医療制度のスタートとともに、65歳以上の方の国保税が年金から天引きされるようになります。社会保障制度の貧困化にあわせて、問答無用の保険料徴収がますます強化をされます。応益の強化は低所得者に対する過酷な税負担となっている現実があります。現行の減免制度を正当な権利として町民に知らせ、広めることを新たに強く求めて、この会計での反対討論とするものです。よろしくお願いします。

○北川議長 ほかにありませんか。

田中君。

○田中議員 私は賛成討論をいたします。

国民健康保険についても、今日までの審議に沿って実施され、これは国の医療支出についての、どちらかといえば追従的な決算要素も含んでおります。そういった意味で、それはもうこちらの力では完璧なフォローはできないという中身を含んでおります。

それから、決算審査の中で、応益応能の振り合いについて意見がいろいろと出されました。当町は、応能に対する全国的な、これは基準ではないんですが、推定の50%50というのは少しバランスを欠いているようではありますが、1人当たりの町民所得を全国に比べたときにどうなのかと。あるいは、町内の民力、産業、そういったものを見るときに、やはり応益応能割合は全国の水準に近づけば非常にいいわけですが、そうでない実態、支払い能力にできるだけ応じた負担という形で持っていくと、この比率だけではすべて非とは言えないというふうに判断いたしまして、この国民健康保険の会計についても認定すべきものとして賛成をいたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成18年度老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成18年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

西澤君。

○西澤議員 下水道特別会計について討論いたします。

この事業の供用開始をされてからまだ10年という段階で、分担金が既に994万円になっています。同和地区減免を実施した上に、さらに滞納となっている現実は、全町民の協力のもとで10万円が減額されたという意義がほとんど伝えられていないことではないかと思えます。それは、この軽減策が経済的困窮に対して町が手を差し伸べているのではなくて、同和地域だからという理由だけでつくられており、負担の原則も道理も無視したものであることの反映を見ることができます。

そのような不合理は、どの町民からも納得を得られるものではありません。町民の融合、差別解消に反するものとして分担金の地域格差撤廃を改めて求めます。反対討論とします。

○北川議長 ほかにありますか。

藤堂君。

○藤堂議員 私は賛成討論をしたいと思います。

この会計は、私は甲良町において持ち出し会計だといつも思っておったんですけども、今回、一般会計から持ち出すことなく基金を取り崩して、いわゆる事業を展開した。基金取り崩しは本当に限度がありますので、今後このような方向で進まれることを希望して、賛成討論とします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成18年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありますか。

西澤君。

○西澤議員 討論いたします。5番 西澤です。

滞納総額の3億3,300万円の滞納額のうち、この住新会計の滞納額が約50%を占めます。1回の返済が1人、19回が3人、70回から100回が4名、これは自立促進のための持ち家制度の是非と進め方の根本からの真剣な総括が必要であります。そして、根本的解決を先送りしてきたもとの、今年度から一般会計からの借入という最悪の事態に突入をしました。その点でも、この事業の総括的な、また、滞納額や留保している、担保としている新築の建物、これらについての総合的な判断をぜひとも今後していく必要がありますし、根本的な解決、また、個別の対応を改めて求めて解決する必要があるということを指摘をして反対討論とするものです。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定されました。

しばらくここで休憩をします。

(午前10時50分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○北川議長 休憩前に引き続き、再開します。

次に、認定第6号 平成18年度土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

次の3点にわたって討論をいたします。

51カ所、約1万6,000平米以外にもまだ存在していたことが、ある程度予想していたものの、あまりにもものでたらめさに驚いています。しかも、決算の財産調書にも載せていないということを知り、驚きを超えて、ここまで乱脈と極まりが、その大もと、真の原因は何だったのか、怒りさえわいてまいります。しかも、これは町民の税金や国の補助を受けての町民などから買収した土地であり、その土地が日の目も見ることなく、埋もれさせられているのであります。

2つ目に、例えば、道路拡幅の用地買収で、必要幅の買収で済むところを、その対象となった用地を含むすべての敷地を買収したことを指摘しましたが、担当主監は、同和地区は小さな土地が多くと言いましたが、ある事例では、関する敷地は小さいどころか、大変大きなものであるところを一括して買収し、用途もなく放置されてきました。

3つ目に、同じ同対事業の分宅事業で、本特別会計で保有する土地と一般会計で保有する土地という二重スタンスがあるというのは大変不明瞭なままです。

こういう点から見ても認定に賛成できないことを表明して、討論とさせていただきます。

○北川議長 ほかにありませんか。

大野君。

○大野議員 この土地取得造成事業に対しての賛成討論をさせていただきます。

今、指摘された土地の取得の方法のことによっての話をちょっとさせていただきますけども、本来、立ち退きを私たち推進してきたのは、できることなら全筆買収をということで推進してきました。というのは、奥へ入るのに、同和地区は土地の狭いというのもありましたけども、道が狭いので、今、時代に合わせて軽四、とても入れるような道は奥の方にはありませんでした。

リヤカーなら入れる道はございましたけども、時代的に軽四とか、そういう乗用車を入れる道が奥にはなかったということで、入り口を全筆買収してということで狭い道路にも拡幅をしていこうということが前提でありましたので、今、指摘されている大きい土地にも全筆というようなことで言うてますけども、それをしないと入り口が広がらない。道路は大きくなりますけども、奥へ入る道路が広がらないというようなことも含めて、そういうような形で、私自身の考えでございますけど、多分そういうような形で推進されてきたのではなかろうかと私は思っています。

そういうことで、いろいろそういうような細かいところが残っているといいますが、できたら私たちは全筆買収でやっていったということを理解していただきまして、残ったことに対しては、また行政のこれからの考えとお力を合わせていただきまして、できることなら早く、そういうことの片づける方法を推進していただけますことをお願いいたしまして、この歳入歳出決算に対しては認定とさせていただきます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第7号 墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 討論いたします。

この墓地公園事業については、いろいろと不透明な問題がありましたが、地域住民が切実に要望している事業ということで賛成してまいりました。しかし、高い永代使用料、高くて気軽にお参りができない、しづらい。区画を一気に開発し過ぎたなどの問題点が指摘されてまいりました。ちょうど半分まで来た現在であります。改めて住民の方へのアンケート、意識意向調査を実施をして、住民意向の掌握を行い、適切な対策をとり、財政負担とならないところを求め、さらにさまざまな知恵を集めていただくよう要望して賛成討論といたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成18年度介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

討論いたします。

介護保険制度の一番の問題点は、介護利用が増え、給付総額が増えれば増えるほど、保険料にはね返ってくるという仕組みにあります。さらに、コムスの不正事件に見られるように、民間営利業者に介護と介護からの回復という社会的責任を国が丸投げしてしまったことでもあります。そのもとで、多くの地方自治体は、国がしないのなら身近な市町村が実施するとして、保険料、利用料の独自の軽減制度をつくって住民を守ってまいりました。それを私たちが参加をする革新自治体にとどまるものでは決してありません。自民党に籍を置く首長さんのもとでも手厚い制度がつくられている自治体が数多くあります。甲良町が、たとえわずかであっても、その支援の姿勢を示すことは、本人と介護家族がどれほど励まされることかしれません。一般対策とも併用して軽減策を求めて、この会計としての反対討論といたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、認定第8号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成18年度水道事業特別会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

水道料金は、発生から2年以内に時効停止手続をしなければ徴収権限を失うことが明らかになっています。もともと長年の未収を想定しているものでなく、毎日の利用に対する対価であり、月々払う支払者から考えますと、集金システムが完備していれば、何年も滞納で残ること自体が想像できないものであります。その上、滞納とは質の全く異なる不正取水、盗水が疑われているなど、公的水道事業の信頼が傷つけられています。本会計は、企業会計の側面を持つものの、地方公共団体としての一分野の事業であり、法律でも必要を明らかにした上でとの趣旨で一般財源の投入を容認しています。赤字やからといって、みだりに繰り入れることを規制しているに過ぎません。事業の信頼を培い、未収入金の計画的克服を進め、料金体系の見直しを進める経済的弱者の負担軽減をさらに図られることを是非求めていきたいと思えますし、この水道事業の必要性についても、また、その努力過程について評価をし、賛成討論とするものです。

○北川議長 ほかにありませんか。

田中君。

○田中議員 本会計については、どうしても未収金が計数の表示上、非常に延滞分というのがわかりにくくなっております。今回の決算説明で初めて経過年数等を明らかにしたわけですが、この未収金についての、やっぱり延滞分について十分な、強力な回収方策をとっていくということを特に要請をしまして、賛成いたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決いたします。

委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、認定第9号は委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第38号 平成19年度一般会計補正予算(第2号)について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

以下の諸点の意見を述べてまいります。

1つ目は、ふるさと交流村構想にかかわる繰越明許費からの振りかえ額が計上されていることがわかりました。8月2日に、構想の全体像の説明がなされたばかりであります。次のような不安を持つものです。

1つに、町民合意には至らず、まだまだごく一部にとどまっていることあります。2つ目に、計画振興の下からの支え、町民の組織化がどのようになっているのか、不明であります。3つ目に、農の基礎力、甲良町といえはこれというブランドが完成も定着もしていないことはもちろんであります、コスト支援や価格保証の導入、生産グループの育成など、見るべき成果がまだあらわれていないこと。4つ目に、道の駅を含む構想の経済アセスメントなどが整わないうちに、施設の設計、全体事業の採択へと際限なく進んでいくことへの危惧を持っているものであります。

私は、改めて地域振興、農業振興を進める上での3つの原則を求めたいと思います。

1つは、国の農業軽視、農業つぶしの政策に明確に抗して、農業の担い手の大小、形態にかかわらず、直接支援を充実することあります。例えば、農機具の大幅な補助金、パイプハウスの補助の拡充、若者や新規就農者への助成、環境こだわりに対する助成の充実などが挙げられます。

2つ目は、広域加工センターの失敗の教訓を活かして、同和タブーや解同タブーを克服をして、同和の枠組みでの特別扱いを行政として終結させることです。町民が同じ基礎の上に立って一致結束し、知恵をお互い出し合い、難問を解決して進んでいく上で、また、住民自治と民主主義を発展させていく上では欠くことのできない課題ではないでしょうか。

3つ目は、施設計画や建設を先行しないことあります。とりわけ行政が先走りしないことが特に重要です。真に住民の力で成功させようと真剣に考えるならば、総合計画に書いてあるからとかの既成事実から出発するのではなく、現実の甲良町の農業、農家、住民の気持ちから出発すべきだと申しあげておきたいと思います。

大きな2つ目は、町民の暮らし、営業応援、農業応援の課題に応えることあります。農業分野では、今年度産の米価の見通しはかなり厳しいものになるように報道されています。この現状を直視しなければなりません。その上で、さきほど述べた支援策を充実する必要があります。そして、障害者自立支援法による自己負担の軽減を図る必要があります。また、子育て支援の1つとして、妊婦健診の2回から5回に来年度から実施が明らかになりました

が、国の通達が1月にあったことから見ても、予算の規模から見ても、住民税の増収を住民に、とりわけ次の世代をつくる人々に還元するという意味でも、今年度にさかのぼってでも実施をするという家計への思いやりがあっているのではないかと思います。また、医療面では早期発見、早期治療の観点から、健康診断、人間ドッグへの補助充実、健康教室開催の充実が求められていると思います。

以上の諸点を求め、今補正予算は、これら暮らし、営業、農業の応援の視点が抜け落ちていると言わなければなりません。その点を指摘して、反対討論といたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成19年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

この補正予算については、問題となっている後期高齢者医療保険制度に伴う補正が、幾つかの項目で入っています。お年寄りいじめの制度のスタートにつながるものであり、賛成できないことを表明して討論とさせていただきます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

下水道の補正予算については、当初の予算とは分離をして評価をし、本補正予算としては問題ないものであり、賛成をいたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

これより、審査願います請願第1号と請願第2号につきましては、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、日程第14 請願第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 品目的横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願。

2007年8月30日。

甲良町議会議長 北川豊昭殿。

請願団体 滋賀県農民組合連合会。

代表者 北村富生。

住所 滋賀県蒲生郡安土町大中241。

紹介議員 甲良町議会議員 西澤伸明議員。

○北川議長 本請願については、西澤君が紹介議員になっておられますので、西澤君から提案説明を求めます。

西澤君。

○西澤議員 請願の趣旨を読み上げさせていただいて、提案の理由にかえさせていただきます。

請願の趣旨。

参議院選挙では、中小農家を政策の対象から外す品目横断的経営安定対策に対して、農家は「ノー」の意思を明確に示しました。それにもかかわらず、政府・与党は、「説明が足りなかった」などと開き直り、同対策を推進しようとしています。

農村は今、高齢化、後継者不足が深刻で、耕作放棄地も広がっています。こうした困難の大もとには、輸入農産物の急増による米価をはじめとする、農産物価格の低迷があります。しかし、品目横断対策は、さらなる輸入自由化を前提に、中小農家を切り捨てるもので、困難を解決するどころか、農村の疲弊をさらに加速させるものです。同対策の抜本的な見直しを求めます。

品目横断対策は、原則4ヘクタール以上（北海道10ヘクタール以上）の認定農家か、20ヘクタール以上の集落営農組織しか加入できません。今年産の加入申請状況が8月に公表されましたが、昨年産の作付面積と比較したカバー率は、4麦93%、大豆77%、米26%で、いずれも100を割っており、とりわけ米は4分の1しかカバーしないという深刻な状況です。

バイオ燃料ブームによる値上がりや安全・安心を求める世論の高まりで、国産の小麦、大豆の需要が強まっている一方で、品目横断対策では自給率の向上は望めません。また、大多数の稲作農家は、現行の稲作所得基盤確保対策が廃止されたもとで、輸入米や大手流通資本の買ったたきと、丸腰で向き合わなければならなくなります。

日本農業を再生する道は、輸入を規制するとともに主な農産物の価格保証政策を復活・充実させること、そして小さな農家やお年寄り、新規就農青年なども支援の対象に加えて、多様な農業の担い手を育成していくことです。

以上の趣旨から、下記の事項について意見書を、政府および関係機関に提出くださるよう、地方自治法の規定に基づいて請願いたします。

請願事項。

一、品目横断対策を抜本的に見直し、農業をやりたい人、続けたい人をすべて対象にすること。

一、農産物の輸入を規制し、価格保証政策を復活・充実させること。

一、きめ細かな支援策を講じ、多様な農業の担い手を育成すること。

以上です。

毎日新聞の声の欄を見ていると、追加で説明させていただきます。

意欲がそがれるばかりの農家ということで、島根県のある方が実名で当初をされています。この中の一文を紹介させていただきたいと思います。

土地改良が終わり、営農組合を設立し、8年になります。水稻、麦、大豆栽培に一年を通じ必死で取り組んでいるが、思うほどの成果に上がらない。土地に合った品種開発が急務と行政に要望しても成果は上がらず、現場の人間にとっては意欲がそがれるばかりです。こういうように言って、昔から島根ではまあまあと厳しい批判をしないのを美德と考えて暮らしてきたが、物言わぬ一票の重さで流れが大きく変わった。地道にこつこつと努力している者に光を当てて報いるような政治をしてほしい。こんな投書を見かけました。そういう点でも、農家の期待に応える上でも、関係する機関に意見を上げる議会の役割を果たしていただくよう、議員諸氏の皆さんにお願いしまして、提案の説明とさせていただきます。

○北川議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

大野君。

○大野議員 この文面の中で、認定農家が20ヘクタール以上の集落営農組織しか加入できません、これはわかるんですけど、次の行で、加入状況というのを、去年の作付面積と比較というか、カバー率というのは、これ、面積というのは、この認定農家に、または集落営農に入った、要するに該当された方の面積が米に対しては26%という意味なのか、それとも、去年、この前は100%だったけど、米をつくる人が26%しかおらんというのか、ちょっとその辺の意味をはっきりしてもらわんと意味がわからんのです。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 今の大野議員の質問にお答えしたいと思います。

私もあまり知らないのですが、この点は記述のとおり、去年の作付面積と比べて、今回品目横断的経営安定対策に登録をし、営農組合、それから、認定農家になった、この基準を満たした人の範囲で作付面積がこれだけです。そのほかに、家族やとか個人が作付をしている面積はこの中に入らないから、米は26%ですし、大豆が77%、麦がかなりその営農組合や認定農家がこれに集中したということで93%になっているということでもあります。

○大野議員 麦に対しては93%ということは、それだけの耕作面積があるのに、何で米だけ面積、麦が前年度の93%あるんやろう、麦は。米が26%しかないというのは、こんなん避けるになるのかもわからんけど、何かちょっと理解がしがたいんやけど。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 私の聞いているところ、甲良町でも、麦は経営安定対策の対象として営農組合の品目に入れるけども、米はまだ合意ができないので、米は外すと。米は個人でやっている。続いている。麦については、この経営安定対策の補助、推進の対象として認定が進んでいるけども、米についてはそれぞれこだわりがありますし、理由があると思いますけども、集落営農の組合の中の管理に入らないところが、まだまだこれで言いますと74%があるという、そういう意味で、近くででも、字名は言いませんけども、ある字、幾つものところで、麦は集団の合意ができたけども、米はむしろそれぞれでやるわということになっているのも幾つもありますので、この甲良町だけで見ても、そういうようなまとまりができない。

農業の関係の新聞を読んでいますと、進んでいるのが富山、それから滋賀というぐらいですから、全国的にも米を品目横断的経営安定対策の対象にしようということで営農組合がまとまってそこに至っていないというのが現実だというのがあらわれているんです。済みません。

○北川議長 奥山君。

○奥山議員 ちょっとお聞きしたいんです。4麦というのは、どういうあれですか。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 私も正直、非農家ですのでわかりません。麦の種類を分けしたやつだということだけ聞いています。いろんな種類の麦で、そういう分けでここにしているというようにお答えしておきます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ただいまの請願の中身で、地方自治法の99条に基づいての請願というのは、地方自治法の124条、地方公共団体の議会に請願しようとする者は議員の紹介により請願書を提出しなければならない、124条でありますので、訂正をしてください。

討論はありませんか。

田中君。

○田中議員 提案者の西澤議員が気張ってやっていただきました。私はこれ、現場を預かっていろいろやっているわけですが、結論的には、今の請願にはちょっともう少し詰めと時期が足りないということで、あまり賛成はしません。4ヘクタール以上とか、20ヘクタール以上とかという分につきましては、品目横断的経営安定対策が本来であります、これを推進していく中で

特例措置が講じられて、集落営農で重点的に放棄田を、とにかく放棄農地、これは行政的に特定農地というんですが、放棄田をなくす、国土を守っていくということが大目標であります。最初は、単純に4ヘクタール、20ヘクタールと出たときには、小さい農家をつぶすんやということでありましたが、特例措置をもって、7ヘクタール以上でも集落営農ができるということになって、やる気のある集落については大体救われてきたというのが現実であります。

請願事項につきましては、農業をやりたい人、続けたい人をすべて対象にするというのは、品目横断的経営安定対策の中で、これは十分可能であります。これは、私の集落でも頑張れるだけ、年をいっても頑張つてなというPRをして文章を流しております。これは、いわゆる自給農家あるいは自作農家、農地を守って頑張っていくという人はきちっとやっってくださいよ、続けてくださいよ。年寄りになったら、年寄りになってもう先々大変やと言うけども、兼業農家で60歳になった人は、また自分の田ぐらい守ってくれよ、あるいは、この地域を守るように思想を、何でも農業を逃げていく。もうだめやというふうにししないで、自給農家、たとえ1反でも、あるいは野菜でも米でもつくって、この地域を守りたい、こういうことが十分可能でありますので、その辺は決して全部切り捨てるということではありませんし、自民党の方からも新たに農業会議で説明があっても、当初のときの感覚とは全然違いまして、実態は特例措置を設けて、みんな農業をやれるようになっております。そこらでちょっとニュアンスというのか、今の現場とは違いますので、その辺だけ説明させてもらっておきます。

先ほどちょっとありましたが、米は今のところ生産条件、不利補正の対象になっておりません。100%が今のところは、自給率100%ですからなっております。ただ、生産コストの補正になる品目横断の大筋を占める補償請求は、麦と大豆と、そしてバレイショ関係であります。そういった部分で、今のところこういうふうを決めつけるのはちょっと不相当だと思ひまして、私はこの請願には賛成、せっかくですけどもいたしかねます。

○北川議長 ほかにありませんか。

大野君。

○大野議員 私もどっちかといえば反対ということで討論させていただきます。

農業を再生するには、あれは確かに輸入を規制する、そういったことは確かに大事かとは思いますが、一方、生産者もおれば消費者もおるということでございます。日本の国民の何十%、半分以上は、逆の生産者であろうかと思ひます。どっちをとるかということで、この議論が出てくるわけでございますけども、片や消費者となれば、やはり商品が選べる、安い野菜、

おいしいて栄養のある、同じハウレンソウ1つにしても、やっぱり選べる、価格も選べるという、やっぱりそういったことも消費者には大事かと思えます。米にしても、やっぱり使うのには、焼き飯やったらレストランでも古米ないし輸入米でいけるやろうということで、やはり選択の幅が広がるということも含めると、やはり一長一短にここで言えるように、輸入を規制するというようなことになると、いろんな形で弊害も出てこようかと思えますので、もう一つ、この意見書にしては、ちょっと飲めないところがありますので、反対討論をさせていただきます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第15 請願第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 請願第2号 日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上と食糧主権にもとづく農政を求める請願。

2007年8月30日。

甲良町議会議長 北川豊昭殿。

請願団体 滋賀県農民組合連合会。

代表者 北村富生。

住所 滋賀県蒲生郡安土町大中241。

紹介議員 甲良町議会議員 西澤伸明議員。

○北川議長 本請願については、西澤君が紹介議員になっておられますので、西澤君から提案説明を求めます。

西澤君。

○西澤議員 請願の趣旨を読み上げさせていただきます、提案の理由とかえさせていただきます。

政府は、「骨太の方針2007」で、2009年までにEPA(経済連携協定)締結国を3倍増超(12カ国以上)にする目標を掲げ、8月にはオース

トラリアとのE P A締結に向けた2回目の交渉を行いました。しかし、オーストラリアが日本への輸出に関心を示している小麦、乳製品、牛肉、砂糖などは、我が国にとって重要な品目であり、もしこれらの品目の関税が撤廃されると、国内生産が約7,900億円も減少すると試算され、日本農業は壊滅的な打撃を受けるおそれがあります。

さらに骨太の方針は、アメリカ、EU、中国を含むASEANプラス6とのE P Aを検討課題に挙げており、日豪E P Aはその前哨戦に過ぎません。もしアメリカ、EU、中国などとE P Aを結ぶことになれば、国内農業に深刻な影響が及び、農水省が完全自由化した場合の影響を試算した、耕作面積が約6割減少し、食料自給率が、現在の40%から12%に低下するという悪夢が現実のものとなりかねません。

こうした「農のない日本」へ突き進む突破口になりかねない日豪E P Aの交渉は、即刻中止すべきです。

現実に8億の飢餓人口を抱え、地球温暖化の影響が食料の増産を困難にすると予測され、さらに、食料をエネルギーに転換するバイオ燃料ブームに拍車がかかっている中で政府がとるべき道は、国内生産を拡大し、食料自給率を向上させ、将来にわたって国民に安定的に食料を提供することです。

今、世界では、すべての国と民衆が自分たち自身の食糧・農業政策を決定する権利、食糧主権の確立を求める運動が広がり、現実に姿をあらわし始めています。マリでは食糧主権を基本原理にした農業法が制定され、ネパールでは食糧主権を明記した憲法が制定されようとしており、ベネズエラ、ボリビアなど、南米諸国にもこの流れは広がっています。私たちは、今や世界の有力な流れになっている食糧主権に基づいて、WTOやアメリカの自由化要求をはねのけるとともに、E P A促進路線の転換を求めます。

以上の趣旨から、下記の事項について意見書を、政府および関係機関に提出して下さるよう、地方自治法第124条の規定に基づいてお願いいたします。

請願事項。

一、政府は日豪E P A交渉を中止し、E P A路線を転換すること。

一、食糧主権に基づいて、国内生産を拡大し、食料自給率を向上させる施策を強めること。

一言つけ加えさせていただきますと、大野與一議員の疑問や、それから意見もありました。食料が企業や、それから大手商社の輸入に頼るという方向をとるのか、それとも国内で、しかも日本の大地で十分耕作ができ、技術もあり、人もあり、そういう中で大手商社に頼って輸入の道に進むのか。ここが問われているというように思います。その点でも、選択の幅、それから、

消費者のニーズや問題点、希望に応える上でも、国内での改善、それから、国内での安全な作付が本当に大事だと。農業を守ることが大事だということを私は痛切に思っておりますので、ぜひご理解いただいて、よろしく願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですので、これで質疑を終わります。  
地方自治法の99条を124条に、これも直しておいてください。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。  
これより、請願第2号を採決いたします。  
お諮りします。  
本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。  
起立少数であります。

よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで、お昼の休憩にします。

なお、1時30分から再開します。再開時に意見書が提出されますので、議事日程に追加するというので、議運の方を開かさせていただくということで、ご了解をいただきたいと、このように思います。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時30分 休憩)

○北川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第16 議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○北川議長 異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

次に、日程第17 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査の申し出

がありました。

お諮りします。

各常任委員会からの申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○北川議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、休憩中に議運が開かれて、その結果、意見書を追加日程として議題として取り上げることに決定いたしました。

追加日程第1 意見書第1号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第1号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書(案)。

上記の議案を提出する。

平成19年9月21日。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明議員。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂与三郎議員。

賛成者 甲良町議会議員 山田壽一議員。

同じく賛成者 甲良町議会議員 川副兵右衛門議員。

○北川議長 本意見書については、西澤君が紹介議員になっておられますので、西澤君から提案説明を求めます。

西澤君。

○西澤議員 それでは、提案説明をさせていただきます。

後期高齢制度の見直しを求める意見書。

2008年度4月から実施される後期高齢制度は、公費が医療費の半分しか充てられず、高齢者の進行とともに保険料が際限なく引き上げられる仕組みになっています。介護保険も同様の仕組みになっており、介護保険の値上げ、必要な介護サービスが制限されるなど、問題が噴き出しています。

また、老人医療の対象者には資格証明書は発行しないとされていましたが、新医療制度では、高齢者も例外なく資格証明書が発行されます。主に年金しか収入のない高齢者から保険証を取り上げることは、命綱を絶つことになりかねません。診療報酬については、国は別建てとする方針ですが、必要な治療や検査等が受けられなくなるのではないかという危惧もあります。

このように、後期高齢者医療制度は、現状のままでは高齢者に耐えられない高負担を押しつけ、医療から高齢者を排除するものになりかねません。

よって、政府におかれましては、安心して医療にかかれる制度に見直しを

図るように要請するものです。

記。

1、新たな後期高齢者医療制度は見直しすること。

2、70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げをやめること。

3、医療に使う国の予算を増やして、高齢者、国民が安心して医療を受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

こういう案文になっております。

加えまして、9月19日付の新聞で、榊添厚生労働大臣が、18日の定例記者会見で、後期高齢者医療制度の見直し論議を認める趣旨の発言をしたことが報道されておりました。その中身は、既に準備をしている。こういうように書かれています。構想は、政府は来年予算から（70歳から74歳の高齢者に自己負担について）1割を2割にすることを決めている。凍結するとなると論議をやり直さないといけなくなる。準備を始めている各市町村、病院関係者に迷惑のかからないよう配慮も必要だと語りましたと報道しています。

そして、きょうの読売新聞のトップには、福田元官房長官に近い自民党筋からのという報道で、この後期高齢制度、それから、70歳から74歳までの保険料の負担についての軽減、これを求めて、この制度の来年4月からの凍結を発表をする。そして、その制度の実施を求めていくということで書かれています。まさにこの制度が広く国民に知られれば知られるほど、もともとは2005年の決定でありましたが、そのことが地方や、またお年寄り、また、お年寄りを抱える家族も、本人の年金だけでは足りない分は補填しなければなりません。しかも、この制度は社会保険やその他の保険で高齢者が扶養家族になって、今現在負担はゼロにもかかわらず、この制度が始まると、強制的にその連合の保険制度に加入をするようになって、年金から天引きをされる仕組みになります。そういう点でも、これはあまりにもちょっとひど過ぎるという声が上がっているところでございます。

こういう点で、私個人としては、財源の問題などについて論議があり、やがては社会保障の財源問題についてはぶつかっていく問題だと思います。しかし、今現在の参議院選挙を受けての論議や、また、低所得者や高齢者の、また、弱者と言われるところの負担をこれ以上求めるという点でも、与党がこういう世論を排除して出してきたものだと思いますし、私どもとしては、一致点で共同をして、この制度の根本的な見直しを求めていくと同時に、その論議の中身は、この報道にもありますように、根本的な負担増にならないという点でも論議を注視をしていく必要がありますし、地方の声を集めていく必要がありますので、ぜひともこの議会で意見書が採択されるように、議

員の皆さんの賛同を心からお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○北川議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

田中君。

○田中議員 今、提案説明が追加でありましたが、きょうの新聞で、一応、議員立法でも、このことはやはり国民的総意として凍結ないし廃止に運ぶという与党の方針で、一応、方針決定というふうに私は理解するので、ちょっとこれも時期とのギャップがあって、同じものですから、既に決まっておいたらどうかなということを考えます。それでもって提案をされるのかどうか。その効果というのか、そこらのすき間の部分。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 田中議員の質問にお答えします。

2つ、私の意見がございます。1つは、この報道を見てみますと、福田元官房長官に近い自民党筋が明らかにしてすっぱ抜いたというような状況です。他の新聞、全部は比べていませんが、毎日新聞には載っていませんでした。そこで、閣議決定、これは政府で決まった70歳から74歳までの負担の1割から2割に上げていくことと、それから、75歳以上の方の後期高齢者医療保険制度に全部を移行して、県単位で連合するという制度に変わっていくわけですから、非常に制度が根本的に変わります。この根本的に変わる点について変更をするとかいう点では閣議決定に至っていません。この報道にもありますように、来年度に本格的に始まる国会で、与党は議員立法で改正案を成立させる見通しと、こういうように書かれています。ですから、世論の後押しがそういう点でも、見直しをきちんとやってほしいという声を上げていく必要があるというように思います。

2つ目は、先ほども言いましたように、政府の方針ではなくて、まだ与党の段階という点では、決まったから声を、もうやめようかということではなくて、そういう方向でやっぱり今、全国的にも各自治体にしろ、団体にしろ、また、個人にしろ、こういう制度を本当に根本的にも見直してほしいし、もしやめられるならばいったん立ちどまってほしいという声が非常に強いです。中には、この後期高齢制度そのものの制度的な中止を求める声もたくさんあります。けども、まずは私ども一致する点で十分に見直しをしてほしいという声を上げる必要があると思いますので、提出をさせていただきました。よろしくお願いします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

藤堂君。

○藤堂議員 私は賛成議員として、一応、賛成討論をしたいと思います。

私は、75歳以上で、今現在サラリーマンのいわゆる扶養家族に入っている人は保険料は要らないという部分で、私たちももうすぐその年齢になってきたら、子どもにその分ぐらい親孝行をしてもらおうという思いで子どもを育てています。子どもに親孝行せんでもいいよというような法案、今、凍結という話ですけれども、私はこのような法案が二度と上がってこないことを希望して賛成討論とします。

○北川議長 ほかにありませんか。

川副君。

○川副議員 9番 川副です。

私は、非常に私ごとで申しわけないけども、6月までは3割負担をしていました。ところが、4月からは1割になって、非常に目先にこだわっておる関係かわからんけども、非常に払うのに楽やという思いがいたしております。もろもろの私がこの70歳から74歳の年齢に達しておりますので、そういうことを何人かに聞きましたので、私も含めて、ああ、ええなということで、私は賛成いたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、意見書第1号は可決されました。

次に、日程第2 意見書第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 意見書第2号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書(案)。

上記の議案を提出する。

平成19年9月21日。

提出者 甲良町議会議員 西澤伸明議員。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂与三郎議員。

同じく賛成者 甲良町議会議員 山田壽一議員。

同じく賛成者 甲良町議会議員 川副兵右衛門議員。

○北川議長 本意見書については、西澤君が紹介議員になっておられますので、西澤君から提案説明を求めます。

西澤君。

○西澤議員 提案説明をさせていただきます。

若干国の機関に上げる意見書と、若干違いますので、ダブるところがございますが、読ませていただきます。

2008年度4月から実施される後期高齢者医療制度は、公費が医療費の半分しか充てられず、高齢者の進行とともに保険料が際限なく引き上げられる仕組みになっています。現在試算されている保険料の平均月額7,200円とされており、これに健康事業が加味されれば、さらに増額されると言われています。

また、老人医療の対象者には資格証明書は発行しないとされてきましたが、新医療制度では、高齢者も例外なく資格証明書が発行されます。主に年金しか収入のない高齢者から保険証を取り上げることは、命綱を絶つことになりかねません。診療報酬については、国は別建てとする方針ですが、必要な治療や検査等が受けられなくなるのではないかという危惧もあります。

このように、後期高齢者医療制度は、現状のままでは高齢者に耐えられない高負担を押しつけ、医療から高齢者を排除するものになりかねません。

よって、滋賀県後期高齢者医療広域連合におかれましては、安心して医療にかかれる制度に見直しを図るよう要請するものです。

記。

- 1、高齢者の生活実態に即した保険料にすること。
- 2、資格証明書を発行しないこと。
- 3、保険料の独自減免制度をつくること。
- 4、健診はこれまでどおり、希望者全員が受けられるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

加えて説明させていただきますと、12日の日に総務民生の常任委員会で、この後期高齢制度の担当課からの説明、資料等での研修がございました。その中で、ここに書かれています、県の試算で7,200円、これは平均ですから、説明者によりますと、1万円を超える事例が出てきますということでありましたし、ここにあります健康事業、これは実施することが義務づけられますので、その事業費が増えます。その事業費を後期高齢者の集まる分で、

たしか15万人だったと数字はと思いますが、その分で割っていきますと、さらに上がってくるという説明でありました。

先ほどの説明の中でも、可決をいただきました中でも述べられていますが、財源として読売新聞が報道していますのが、75歳以上の高齢者の、つまり今までゼロだった人、扶養家族がそこに、連合に、後期高齢制度に加入をして、新たに負担する人が400億円、この報道では約200万人いるというように報道されていますが、その方たちが新たに負担をかけられます。この与党の制度が実際に実現になれば、各都道府県単位の広域連合は大幅な見直しをされますし、また、制度内容についての論議が非常に複雑になると思います。

そういう意味でも、この4点についての広域連合の中でぜひとも審議をし、実施をしていただきたいという内容をまとめたものでありますので、ぜひとも議員の皆さんのご賛同を心からお願いしまして、提案説明とさせていただきます。

○北川議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

大野君。

○大野議員 後からの方の、この医療制度の広域連合の方に出される資料で、意見書は、さきの出された意見書は国の方で、ただいま凍結を与党が出したということで、これを後押しするということで賛成をさせていただきましたけども、こっちの方の問題に対しては、万が一それが実施されたらということでこの意見書が出るのであろうと、私はそういうふうに思っていますけども、仕組みといたしましては、出てきた、政府から見直しじゃなしに、原案どおりみたいな形で2008年度から実施されたことについて、あと、これ、連合でこういうようなことをやることについて、予算面とかいろんな形で危惧するようなことが考えられるわけですけども、ちょっとそこで提案者に聞きたいのは、証明書を発行しないということで払っている人と払っていない人とのそういった区分とか、いろんな形で不公平が生まれようかと私は考えるわけですけども、そういうようなところ辺のことを考えずにこれを出そうとしていますけども、そういうところ辺はどういうふうにカバーしていくような考えで、この意見書を出されたのか、ちょっとその辺の、保険料にいたしましても、それなりの試算で見合うような保険料を多分やっていくんやろうと思うけども、こういうところ辺のカバーをどういうふうに提案者として考えているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 大野議員の質問に答えたいと思います。

12日の研修のときに、11月の段階で、広域連合の全体的な保険料とか、それから制度とか、運営の内容を決めるという説明がありました。甲良町からは山崎町長が議員として参画をされるようになっておりますけども、そこでの論議によるもので、まだ見通しというだけですという説明だったんです。その上に、今回、与党がこういう方向を出してきますので、滋賀県の広域連合としてはどうするかについては、僕の勝手な考えですけども、どういうように定めて運営上していくのかという点では苦慮されていると思います。というのは、75歳以上の新しい、今まで扶養家族だった人が後期高齢制度になって保険料を徴収される人については国が財源手当をだしますというようになっていきますから、保険の事業総額としては増えないというように思うんです。減ったり増えたりは、そのことについてはしないというように思うんです。

そういうことですので、資格証明書の発行についても、制度上はこうする、ああするは決まっていますので、全体としてはこの制度の運用の法律で資格証明書の発行もできるというようになっていきますから、滋賀県の連合でどうするかはその場で決めていくということになりますので、その論議を私どもは見守るしかないし、こういうようにしてほしいという意見を届けることしかできませんので、こういう内容でぜひ論議してほしいなというのを届けたいというように思っています。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

大野君。

○大野議員 ただいま新聞報道でも、来年度からの与党方針では凍結というようなどこら辺も出ているわけがございますので、この意見書、滋賀県の連合会長に出す意見書としては、もう少し時期尚早かなと、こういうような感じがしますので、またそれなりの時期が、新聞報道等のこともよく見きわめた上で、もしそういうことが実施されるというような形になったときにもう一度考え直した方がよかろうかと、私はそう思いますので、一応、きょうのところでは反対討論とさせていただきます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立少数であります。

よって、意見書第2号は否決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○山崎町長 平成19年度9月甲良町議会定例会4日に招集以来、18日間、私どもの提案いたしました18年度の決算、そして19年度の補正予算、人事案件等、いずれも原案どおり承認をいただきまして、ありがとうございます。審議の過程でいただきましたご意見等につきましては、速やかに行政に反映をしております。

また、20年度に向けてのご意見につきましても、参考にしながら予算編成をこれから進めてまいりたいというように思っております。

本日、次の過程で意見をいただきました。いろいろと町政を執行する中では町に預かっている職員については、私の公約を含めて町民のための制度を執行する最上のパートナーというように思っておりますので、決して職員の扱いをおろそかにしているわけではございません。そういうようなつもりで、今後町政にもあずかっていきたいというように思っています。日ごろ、またいろいろとご意見をいただきながら、ともによりよい甲良町をつくるために邁進していただきますようお願い申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○北川議長 これをもって、平成19年9月甲良町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 北 川 豊 昭

署 名 議 員 池 田 幸 夫

署 名 議 員 大 野 與 一